

# 常識として押さえてしまいたい「下請法」の基礎知識

下請事業者に対する親事業者の「代金の減額」や「支払いの遅延」等の行為は、「下請法」に違反するおそれがあります。下請事業者が把握しておきたい下請法の概要を紹介します。

鈴木謙吾法律事務所  
弁護士

下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」といいます）は、親事業者がその有利な立場を利用して行なう不公正な取引を規制し、下請事業者の利益を確保することを目的としています。そもそも下請法が制定されたのは、それまでの下請取引において、親事業者が下請事業者に対して口頭で発注する取引の条件を明確に定めない代金支払時に親事業者が一方的に下請事業者に対する不利な条件を強制するなどといったケースが見受けられていたからです。

下請法では、こうした親事業者からの不公正な取引を規制し、下請事業者を保護するために、親事業者に対する義務と禁止事項を定めています。ここでは、下請法の概要についてみてみていきます。

## 下請法の適用条件とは

下請法は、「親事業者」と「下請事業者」との「一定の内容の取引」を特定し、そこで行なわれる不当な行為を規制します。

## 取引の内容

下請法の対象となる取引とは、次のようなものを指します。  
 ①製造委託（一条一項）  
 ②修理委託（一条一項）  
 ③情報成果物作成委託（三条三項）  
 ④役務提供委託（二条四項）  
 ⑤製造委託と②修理委託は、物品の製造・修理を委託する取引を

・デザインや設計などの文字・図形・記号・色彩の結合物等（ボスターのデザイン、雑誌の広告等）  
 また、④役務提供委託の「役務（サービス）」とは、法律上ではその種類が定められていませんが、貨物の運送やビルメンテナンスなど幅広い役務が対象となります。

を作成し、二年間保存すること  
 ④遅延利息の支払義務（四条の二）  
 支払いが遅延した場合は遅延利息を支払うこと  
 これら四つの義務のなかでも、特に①と③が重要であることが明らか、公正取引委員会規則によって記載すべき事項が具体的に定められています。

なお、建設業法上の建設工事は、適用の対象外となっています（二条四項）。

## ●事業者の資本金規模

下請法の対象となる親事業者は、先ほどの四種類の取引内容に応じ、その資本規模の差によって判断されます（二条七項、八項）。

つまり、「下請法では、単に「仕事を委託している」、または「請け負っている」というだけでなく、下請法では、単に「仕事を委託している」、または「請け負っている」というだけでなく、

なまざかに下請事業者（個人を含む）

資本金3億円超

→ 資本金3億円以下

資本金1,000万円超3億円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託※  
親事業者

資本金3億円超

→ 資本金3億円以下

資本金1,000万円超3億円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・プログラム作成  
政令で定める役務提供委託・運送、物品の倉庫における保管、情報処理

②情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
親事業者

資本金5,000万円超

→ 資本金5,000万円以下

資本金1,000万円超5,000万円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金3億円超

→ 資本金3億円以下

資本金1,000万円超3億円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金5,000万円超

→ 資本金5,000万円以下

資本金1,000万円超5,000万円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金3億円超

→ 資本金3億円以下

資本金1,000万円超3億円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金5,000万円超

→ 資本金5,000万円以下

資本金1,000万円超5,000万円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金3億円超

→ 資本金3億円以下

資本金1,000万円超3億円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金5,000万円超

→ 資本金5,000万円以下

資本金1,000万円超5,000万円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金3億円超

→ 資本金3億円以下

資本金1,000万円超3億円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金5,000万円超

→ 資本金5,000万円以下

資本金1,000万円超5,000万円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金3億円超

→ 資本金3億円以下

資本金1,000万円超3億円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金5,000万円超

→ 資本金5,000万円以下

資本金1,000万円超5,000万円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金3億円超

→ 資本金3億円以下

資本金1,000万円超3億円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金5,000万円超

→ 資本金5,000万円以下

資本金1,000万円超5,000万円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金3億円超

→ 資本金3億円以下

資本金1,000万円超3億円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金5,000万円超

→ 資本金5,000万円以下

資本金1,000万円超5,000万円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金3億円超

→ 資本金3億円以下

資本金1,000万円超3億円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金5,000万円超

→ 資本金5,000万円以下

資本金1,000万円超5,000万円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金3億円超

→ 資本金3億円以下

資本金1,000万円超3億円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金5,000万円超

→ 資本金5,000万円以下

資本金1,000万円超5,000万円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金3億円超

→ 資本金3億円以下

資本金1,000万円超3億円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金5,000万円超

→ 資本金5,000万円以下

資本金1,000万円超5,000万円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金3億円超

→ 資本金3億円以下

資本金1,000万円超3億円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金5,000万円超

→ 資本金5,000万円以下

資本金1,000万円超5,000万円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金3億円超

→ 資本金3億円以下

資本金1,000万円超3億円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金5,000万円超

→ 資本金5,000万円以下

資本金1,000万円超5,000万円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金3億円超

→ 資本金3億円以下

資本金1,000万円超3億円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金5,000万円超

→ 資本金5,000万円以下

資本金1,000万円超5,000万円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金3億円超

→ 資本金3億円以下

資本金1,000万円超3億円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金5,000万円超

→ 資本金5,000万円以下

資本金1,000万円超5,000万円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金3億円超

→ 資本金3億円以下

資本金1,000万円超3億円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金5,000万円超

→ 資本金5,000万円以下

資本金1,000万円超5,000万円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金3億円超

→ 資本金3億円以下

資本金1,000万円超3億円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金5,000万円超

→ 資本金5,000万円以下

資本金1,000万円超5,000万円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金3億円超

→ 資本金3億円以下

資本金1,000万円超3億円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金5,000万円超

→ 資本金5,000万円以下

資本金1,000万円超5,000万円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金3億円超

→ 資本金3億円以下

資本金1,000万円超3億円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

資本金5,000万円超

→ 資本金5,000万円以下

資本金1,000万円超5,000万円以下

→ 資本金1,000万円以下

政令で定める情報成果物作成・役務提供委託（①で定めるものを除く）  
下請事業者（個人を含む）

<div data-bbox="560 57 575 145